

市の
多
か
お
知
ら
せ

『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』が 発行されます

問 佐賀年金事務所 ☎31-4191 / 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

年末調整・確定申告まで大切に保管を！

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・住民税等の社会保険料控除として、その年の課税所得から控除できます。

控除の対象となるのは、その年の1月1日から12月31日までに支払った保険料が対象です。（過去の保険料を支払った分も含まれます）また、家族の国民年金保険料を支払った場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、国民年金保険料の社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行う際に、領収書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要になります。このため、今年中の支払い分は、日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書、または領収書を添付してください。

証明書の送付時期

- 平成31年1月1日～令和元年9月30日までの間に支払った人 ↓ 11月上旬
- 令和元年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて支払った人 ↓ 令和2年2月上旬

市の
多
か
お
知
ら
せ

多久市職員（土木）採用試験のご案内

問 総務課 人事係 ☎75-2112

多久市職員（土木）の採用試験を次のとおり行います。

- 試験区分（採用予定） 土木（若干名）
- 受験資格 昭和54年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、採用後多久市内に居住できる人
- 試験日 令和2年2月2日(日)
- 採用予定 令和2年4月1日(水)

■申込期間 令和2年1月6日(月)～1月20日(月) 持参 平日の8時30分～17時15分まで

■申込先 〒846-8501 多久市役所 総務課 人事係（所在地の記入は不要）

■受験申込書類等

多久市のホームページからダウンロード↓ または総務課で配布



市の
多
か
お
知
ら
せ

ご存知ですか？付加年金

問 佐賀年金事務所 ☎31-4191 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

国民年金受給額を増やせます

国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者は、定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やせます。

■定額保険料
令和元年度
月額16,410円

■納めることができる人
国民年金第1号被保険者、任意加入被保険者（65歳以上の人を除く）

■申し込み
佐賀年金事務所または市民生活課 保険年金係

■付加年金額
付加年金額は「200円 × 付加保険料納付月数」

（20歳から60歳まで）

付加保険料を納めた場合
780,100円（年額）
に96,000円【200円×480月（40年）】（年額）が生涯加算され、2年間で支払った金額を超える計算となります。（令和元年度時点）

■次の点に注意ください。

- 付加保険料の納付は、申し込みの月分からとなります。
- 毎月の付加保険料の納期限は翌月末日です。
- 納期限を超過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
- 国民年金基金に加入している人は、付加保険料を納めることはできません。

